

経営革新アドバイザー派遣実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人鳥取県産業振興機構（以下、「機構」という。）が、創業者や経営の向上を図る中小企業者（以下、「中小企業者等」という。）の抱える経営や技術等の種々の問題に対して民間の専門家（以下「経営革新アドバイザー」という。）を活用し、適切な診断・助言を行うことにより問題の解決を図り、もって中小企業者等の発展・成長を促進するために必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 機構は、経営、技術、人材及び情報化等の問題を抱える中小企業者等に対し、診断・助言を行う経営革新アドバイザーを派遣する事業を行うものとする。

(対象要件)

第3条 本事業における中小企業者等の対象は、次の各号すべてを満たすものとする。

- ① 鳥取県内に所在又は事業所を有する者。
- ② 中小企業等経営強化法 第2条に定める中小企業者、組合等。

但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当する企業は同制度の対象外とする。

(派遣要請方法)

第4条 経営革新アドバイザーによる診断・助言を希望する中小企業者等は、「経営革新アドバイザー派遣要請書」（様式第1）を機構に提出するものとする。

(経営革新アドバイザーの登録・更新)

第5条 経営革新アドバイザーは、中小企業者等の抱える経営や技術等に関する課題に対応できる者であり、原則として中小企業者等又は機構の理事長から推薦がある者でなければならない。

- 2 前項を満たす経営革新アドバイザーの登録申請者は、「経営革新アドバイザー登録申請書」（様式第2）を機構に提出し、機構は審査の上、随時登録するものとする。
- 3 機構は、登録した経営革新アドバイザーの名簿を作成し、公開するものとする。
- 4 経営革新アドバイザーの登録期限は事業年度末までとし、機構は経営革新アドバイザーに意思を確認したうえで登録の更新を行うものとする。

(経営革新アドバイザーの選定)

第6条 中小企業者等は、登録された経営革新アドバイザーの中から経営革新アドバイザーを指名することができる。

- 2 中小企業者等に経営革新アドバイザーについての知見が無い場合には、機構は登録されている経営革新アドバイザーの中から最適と思われる経営革新アドバイザーを紹介することとする。

(経営革新アドバイザーの派遣日数・期間)

第7条 一企業が一事業年度に利用できる経営革新アドバイザーの派遣日数は、最大6日とし、派遣要請年度の3月10日までに診断・助言を完了するものとする。

なお日数の換算は下記のとおりとする。

- (1) 現地派遣の場合：診断・助言時間が5時間以上の場合を「1日」、それ未満は「半日」
- (2) オンライン派遣の場合：1回の診断・助言時間は2時間以内とし、2回の利用で「半日」
但し、機構理事長が特に必要と認めた場合は派遣日数を延長することができる。

(審査)

第8条 機構は、中小企業者等から派遣要請を受けた場合は、速やかに次の各号の要件に合致する企業であるか等、内容を審査のうえ派遣の可否を決定し、その結果を派遣要請した中小企業者等及び選定された経営革新アドバイザーに通知するものとする。

- ① 創業者及び経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲ある中小企業者であること。
- ② 経営革新等経営の向上に係る目的或いは目標が明確であること。
- ③ 経営革新アドバイザーの派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。但し、前年度に本事業を活用した中小企業者等は、当該年度に同一課題に対する支援内容について同一の経営革新アドバイザーの派遣を受けられないものとする。

(経営革新アドバイザーの派遣)

第9条 機構は、派遣を決定した経営革新アドバイザーに対し、派遣要請のあった中小企業者等の求める支援内容に応じて適切な診断・助言による支援を行うよう依頼するものとする。

(実地調査)

第10条 機構職員は、必要に応じ、派遣を受ける中小企業者等に赴き、経営革新アドバイザーの診断・助言が適切に行われているか調査することができる。

(守秘義務)

第11条 機構の職員及び派遣された経営革新アドバイザーは、診断・助言する上で知り得た中小企業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

(報告書の提出)

- 第12条 派遣された経営革新アドバイザーは、本事業に係る診断・助言を実施した時は、速やかに、「経営革新アドバイザー業務報告書」(様式第3)を機構に提出しなければならない。
- 2 経営革新アドバイザーの派遣を受けた中小企業者等は、本事業に係る診断・助言を受けた時は、速やかに、「経営革新アドバイザー派遣実施報告書」(様式第4)を機構に提出しなければならない。

(経営革新アドバイザー派遣費用)

- 第13条 機構は、第12条の報告があった後10日以内に経営革新アドバイザーの派遣を受けた中小企業者等に対し、別表1に掲げる診断・助言に要した経費(以下「派遣料」という。)の1/3に相当する額を請求するものとする。ただし、新型コロナウイルス感染症特別措置として別表2に該当する企業の派遣料は1/10に相当する額を請求するものとする。
- 2 前項の請求のあった中小企業者等は、機構が指定する日までに、機構に対し派遣料の1/3に相当する額を支払わなければならない。
- 3 機構は、第12条の報告があった後、派遣した経営革新アドバイザーからの請求に基づき、経営革新アドバイザーに対し、別表に掲げる派遣料を遅延なく支払うものとする。

(事後評価及び効果の確認)

- 第14条 機構は、報告書等により支援の内容について評価を行うとともに、一定期間経過後、経営革新アドバイザーの派遣を受けた中小企業者等に対しアンケートを行うなど、事業効果の把握に努めるものとする。

(成果の普及)

- 第15条 機構は、本事業による支援を得て経営革新等を行い、経営の向上を図った事例のうち、支援の効果が確認できた案件について、支援を受けた企業の了解を得てインターネット等を活用して広く情報提供することにより、成果の普及に努めるものとする。

(関係機関との連携)

- 第16条 機構は、本事業の円滑な実施を図るため、商工会議所、商工会等の関係機関と連携し、中小企業者等からの支援依頼に的確な対応が図れるような体制を整備するものとする。

(経営革新アドバイザーの登録事項の変更)

- 第17条 経営革新アドバイザーは、登録事項に変更が生じた場合は、「経営革新アドバイザー登録事項変更申請書」(様式第5)を機構に提出するものとする。

附則

- この要領は、平成12年6月1日から施行する。
- この要領は、平成15年5月1日から施行する。
- この要領は、平成17年5月9日から施行する。
- この要領は、平成18年4月7日から施行する。
- この要領は、平成19年4月12日から施行する。
- この要領は、平成20年12月10日から施行する。
- この要領は、平成22年9月17日から施行する。
- この要領は、平成23年4月11日から施行する。
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年4月8日から施行する。
- この要領は、平成27年11月2日から施行する。
- この要領は、平成28年4月18日から施行する。
- この要領は、平成30年4月2日から施行する。
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- この要領は、令和2年4月27日から施行する。
- この要領は、令和2年5月22日から施行する。

別表 1

現地派遣

謝 金 (税別)	半日の場合	19,500円 ※県外アドバイザーの支援先への移動が片道2時間を超える場合 7,500円を加算
	1日の場合	39,000円 ※県外アドバイザーの支援先への移動が片道2時間を超える場合 15,000円を加算
旅費・宿泊	(公財)鳥取県産業振興機構の旅費支給基準により定める額とする。 但し、上限額を45,000円とし、上限額を超える場合は超えた額を企業負担とする。	

※謝金について、診断・助言時間が5時間未満の場合を「半日」としそれ以上を「1日」とする。

オンライン派遣

謝 金 (税別)	9,750円/回
-------------	----------

※診断・助言時間は2時間以内とし、2回の利用で「半日」とする。

別表 2

創業年数	条件
創業1年1ヵ月以上の企業	最近1ヵ月の売上高等が前年同期より5%以上減
創業1年1ヵ月未満の企業	(1) から (3) のいずれかに該当する企業 (1) 最近1ヵ月の売上高が過去3ヶ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高等より5%以上減 (2) 最近1ヵ月の売上高が令和元年12月の売上高等より5%以上減 (3) 最近1ヵ月の売上高が令和元年10月から12月の平均売上高等より5%以上減